

中間報告書案において協議、確認を要する事項

箇所 項目	頁 ★No.	協議、確認の内容	理由等
はじめに			
	— 1	<input type="checkbox"/> 委員会 又は 委員長 のいずれかを選択	合議体⇒委員会 委員会の代表⇒委員長
II 条例の題名、体系等			
1 題名			
	2 1	<input type="checkbox"/> 案1～案5のいずれかを選択	複数の意見があつたため
	2 2	<input type="checkbox"/> サブタイトル又は通称を設けるか。 (設ける場合)その名称は。	サブタイトル=正式名に含まれる。 通称=一般的な呼称で、正式名には含まれない。
III 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容			
2 総則			
(1) 目的			
	7 1	<input type="checkbox"/> 住民自治、まちづくり等の中から決定	題名を踏まえ再検討
	7 2	<input type="checkbox"/> 案(たたき台)を基に、条例制定の最終目的を記載	再検討することとしていたため
(4) 基本理念			
	10 1	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択	2つの意見があつたため
(5) 基本原則			
	11 1	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択	2つの意見があつたため
3 主体とその役割等			
	13 1	<input type="checkbox"/> 主体とその役割⇒主体とその役割等	権利もあるため
(1) 主体			
ア② 学生	13 2	<input type="checkbox"/> 「市内に居住する」を追加	市民とのバランス
ア③ 子ども	13 3	<input type="checkbox"/> 「市内に居住する」を追加	市民とのバランス
ア④ コミュニティ	13 4	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティとテーマコミュニティの仕分けはしない。	条文で必要なときに仕分けをするとしていたが、その必要がないため
	13 5	<input type="checkbox"/> 「営利を目的とせず」を追加	事業者との重複を避けるため
ウ 高齢者等	13 6	<input type="checkbox"/> 方針ウを削除する。 又は <input type="checkbox"/> 別に項目として設ける。 のいずれか選択	○削除する場合の解釈例 「1(4)基本原則」の方針④(11頁)の「市民等にあっては、それぞれの環境に応じ、主体的に参加する」という部分、そして、「市にあっては、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加し易い環境づくりに努め」という部分で解釈

(2) 主体の役割等			
ア 市民の役割等	15 1	<input type="checkbox"/> 「市民力」という用語を使用	立案力、自治の向上、マインドアップという内面的・精神的なものと市民参加という実践的なものを合わせた表現として使用
カ 議会等の役割	20 1	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択	2つの表現があるため
	20 2	<input type="checkbox"/> 具体の内容は「5 行政運営(7) 説明責任」へ盛り込む(方針イ 33頁)	議会の役割は、「説明責任」までか、「具体的な取組」まで含めてか。
	20 3	<input type="checkbox"/> ⑥、⑦の内容確認	分けて考えるべきとしたが、詳細な部分の議論には至っていないため
キ 執行機関等の役割	22 1	<input type="checkbox"/> 「条例の趣旨を誠実公正に遂行」という意見を 「①法令、条例等を遵守し」 「②この条例の基本理念等を十分に認識し」 その上で、「誠実公正に事務を管理・執行する」と解釈して良いか。	「条例の趣旨」とは、「自治基本条例の趣旨」か、「一般的な業務にかかる条例」か、それとも両方かを明記しようとするもの
	22 2	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択 (案1へ変更して良いか。)	コミュニティに限定した意見であったが、「5 行政運営(6) 市民力等の推進」<方針>(32頁)と整合性を図るもの(方針イの支援も含めるもの。)
	22 3	<input type="checkbox"/> 「自治基本条例の基本理念」という部分は必要か。	<方針>②で解釈し、その部分は削除するか、<方針>⑤のとおり明記するか。
4 協働の推進			
	24 1	<input type="checkbox"/> 内容の確認	たたき台を基に審議することとしていたため
5 行政運営			
(1) 総合計画			
	25 1	<input type="checkbox"/> 右に記載の内容を<方針>ウとして設けず、<方針>ア及びイの2つとして良いか。	論点④の審議では、「市は、総合計画の達成状況を評価し、その結果を市民に公表するとともに、市民参加のもとに総合計画の見直しに努める。」という内容を条例に盛り込むとしたが、それは、(3)評価(28頁)でカバーされると解釈しようとするもの
(8) 情報公開、情報提供等			
(1)-1 情報公開ア	35 1	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択 (案2へ変更して良いか。)	弘前市情報公開条例上の表現は、案2「一層の」
(1)-2 情報提供	35 2	<input type="checkbox"/> 会議の公開は、この項目では記載しない。	議会の会議は、「(7) 説明責任」<方針>イ(33頁)に、附属機関の会議は、「(11) 附属機関の運営」<方針>イ(39頁)にそれぞれ記載
6 市民投票			
	ア 40 1	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択	あくまでも間接民主制を補完するものであるが、その意味合いを損なわない程度の表現はどちらか。

8 この条例の実効性の確保

イ① 45 1	<input type="checkbox"/> 「自治基本条例の検討・見直し」を「自治基本条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項」へ変更して良いか。	「自治基本条例の検討・見直し」を具体的に表現したもの
ウ 45 2	<input type="checkbox"/> 案1又は案2のいずれかを選択(案2として良いか。)	具体的で実効性が高いのが案1ではあるが、複数年の審議を要するものなども想定し、案2として幅を持たせようとするもの
オ 45 3	<input type="checkbox"/> 公募を義務付けて良いか。	「5 行政運営(11)附属期間の運営」 「方針」ア(39頁)のとおり、附属機関の委員の選任は、「原則公募の実施に配慮」で、この項目の附属機関は、その例外で「公募を義務付ける」として良いか。原則どおりであれば、この項目の「方針」オは削除となる。